

第4回統計分類専門会議 議事概要

1 日時：平成25年3月12日（火）16:00～16:50

2 場所：総務省第二庁舎6階特別会議室

3 出席者：

（学識経験者）伊藤構成員、大林構成員、岡室構成員、斎藤構成員、清水構成員、菅構成員、
宮川審議協力者

（各府省庁等）内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、日本銀行（※法務省及び環境省は欠席）

（事務局）総務省政策統括官付統計審査官室：高田審査官ほか

4 議題

- （1）産業分類検討チームにおける検討結果について
- （2）日本標準産業分類改定（第13回改定）案について
- （3）その他

5 議事概要

（1）産業分類検討チームにおける検討結果について

資料1～資料3に基づき、事務局からこれまでの産業分類検討チームの検討内容について説明。
幼保連携型認定こども園は、「大分類0-教育，学習支援業」に「小分類819」として新設することで素案がまとまり了解された。ただし、認定こども園にはいくつかの類型があるので、それらの施設は例示に記載する。

また、「細分類3929 その他の情報処理・提供サービス業」に該当する例示については、引き続き検討していく。

以下質疑応答

- 資料2の「細分類8531 保育所」の×例示に「幼稚園型認定こども園」を記載したほうがいいのか。
 - 検討して対応したい。
 - 表現上の並びの観点から考えると、「細分類8111 幼稚園」及び「細分類8531 保育所」の×例示に「細分類8191 幼保連携型認定こども園」についても記載したほうがいい。
 - 新設した項目で紛らわしいものは、なるべく例示で扱いを明記したほうがいい。
 - 事務局は記載について担当府省と協議していただきたい。

- 「細分類8191 幼保連携型認定こども園」は平成27年度以降に適用になるものなので、その旨の記載が必要ではないか。
 - 個別の項目の適用時期に関して記載した前例はあるのか。
 - 今まで記載した例はないのではないかと。
 - 今回はどう対応するのか。
 - 現時点では法律の施行時期は未定であるが、法律施行後この分類が有効になることが周知

されるように、告示などの際には適切な記載を行いたい。

(2) 日本標準産業分類改定（第13回改定）案について

資料4～資料6に基づいて統計委員会への諮問資料（案）について説明。

以下質疑応答

- 資料4についてリラクゼーション業とネイルサービス業で改定理由の表現が異なる。リラクゼーション業については「…主業としている事業所数が量的基準を満たし、…」、ネイルサービス業については「…専業としている事業所数が量的基準を満たし、…」という表現になっている。統一した表現にしたほうがいいのではないか。
 - 適切に修正したい。
 - 主業・専業の違いは大きいので、実態に即した表現なのか確認していただきたい。
 - ネイルサービス業の「専業」という表現は誤りで、「主業」が正確な表現ではないかと思うが、確認の上、対処したい。
 - 市場調査・世論調査・社会調査業については、「…調査結果を基に検討した結果、事業所数が量的基準を満たし、…」と専業も主業も使われていない。「主業」を用いる表現で統一したほうがよい。
 - 表現を「…主業としている事業所数が量的基準を満たし、…」で統一するなど、適切に修正されたい。
- 新設・改定項目は少ないが、社会経済状況の変化に即した新しい分類体系が素案としてまとまったと理解している。

(3) その他

事務局より当会議の資料の扱い、当会議体の廃止、今後の諮問に関する事務等についての連絡が行われた。

本日の会議資料及び議事要旨は、総務省のホームページに掲載する。

当会議は、当初の設置目的を終えたので、今回をもって廃止する予定。

今後の予定としては、内部的な手続等を行い4月の諮問を考えている。

質問等はなし

—以上—